

528

別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）



医療法人決算届

令和8年5月14日

群馬県知事 へ

主たる事務所

所在地 高崎市中尾町字鳥羽前64番地1
名称 医療法人 中央群馬脳神経外科病院
理事長 中島 伸介

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

- 注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。
- 2) この届出書には副本1部を添えること。



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 中央群馬脳神経外科病院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 群馬県高崎市中尾町字鳥羽前 6 4 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 1 1 年 2 月 2 6 日

- (4) 設立登記年月日 平成 1 1 年 3 月 8 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	中島 伸介	
理 事	黒木 奈月	
同	永井 睦	指定管理者
同	廣田 省三	
同	中沢 貞二	
監事	馬上 優希	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (I) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	医療法人 中央群馬脳 神経外科病 院	1011010988	群馬県高崎市中尾 町字鳥羽前64番 地1	一般病床 36床 療養病床 52床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年4月24日 令和6年度決算の決定

- 注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- 注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 2

法人名 医療法人 中央群馬脳神経外科病院
所在地 群馬県高崎市巾尾町字鳥羽前 6 4 番地 1

x 医療法人整理番号 0 0 5 2 8

財 産 目 録
(令和 8 年 2 月 2 8 日現在)

1. 資 産 額	2,664,861 千円
2. 負 債 額	801,248 千円
3. 純 資 産 額	1,863,613 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,380,128
B 固 定 資 産	1,284,733
C 資 産 合 計 (A + B)	2,664,861
D 負 債 合 計	801,248
E 純 資 産 (C - D)	1,863,613

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 中央群馬脳神経外科病院

※ 医療法人整理番号 00528

所在地 群馬県高崎市中尾町鳥羽前64番地1

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 2 月 2 8 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
□ 流 動 資 産	1,380,128	□ 流 動 負 債	67,436
現金及び預金	525,985	支払手形	
事業未収金	249,138	買掛金	32,421
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	12,273	未払金	23,654
前渡金	198	未払費用	
前払費用	816	未払法人税等	619
その他の流動資産	591,718	未払消費税等	794
□ 固 定 資 産	1,264,091	前受金	
1 有形固定資産	1,107,961	預り金	6,597
建物	559,179	前受収益	
構築物	6,654	賞与引当金	
医療用器械備品	65,396	その他の流動負債	3,351
その他の器械備品	7,375	□ 固 定 負 債	733,812
車両及び船舶	778	医療機関債	
土地	466,273	長期借入金	551,250
建設仮勘定	0	繰延税金負債	
その他の有形固定資産	2,306	退職給付引当金	182,562
2 無形固定資産	3,965	その他の固定負債	
借地権	200	負債合計	801,248
ソフトウェア	2,891	純資産の部	
その他の無形固定資産	874	科 目	金 額
3 その他の資産	152,165	□ 出 資 金	278,000
有価証券		□ 積 立 金	
長期貸付金		代替基金	
保有医療機関債		〇〇積立金	
その他長期貸付金		繰越利益積立金	1,585,613
仮職員等長期貸付金		□ 評価・換算差額等	
長期前払費用	48,094	その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	104,071	純資産合計	1,863,613
□ 繰延資産	20,642	負債・純資産合計	2,664,861
資産合計	2,664,861		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 中央群馬脳神経外科病院

x 医療法人整理番号 00528

所在地 群馬県高崎市中尾町字鳥羽前 6 4 番地 1

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 8 年 2 月 2 8 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
□ 事業 損 益		
A 本来業務事業損益		
1 事業 収 益		1,501,545
2 事業 費 用		
(1) 事業 費	1,551,433	
(2) 本 部 費		1,551,433
本来業務事業損失		Δ 49,888
B 附帯業務事業損益		
1 事業 収 益		
2 事業 費 用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業 収 益		
2 事業 費 用		
収益業務事業利益		
事業 損 失		Δ 49,888
□ 事業外収益		
受 取 利 息	921	
その他の事業外収益	54,016	54,937
□ 事業外費用		
支 払 利 息	4,159	
その他の事業外費用	66,193	70,352
経 常 損 失		Δ 65,303
□ 特 別 利 益		
固定資産売却益	23	
その他の特別利益		23
□ 特 別 損 失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	11,689	11,689
税 引 前 当 期 純 損 失		Δ 76,969
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	619	
法 人 税 等 調 整 額		619
当 期 純 損 失		Δ 77,588

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 医療法人 中央群馬脳神経外科病院
所在地 群馬県高崎市千鳥町鳥羽前64番地1

※医療法人修理番号	0	0	5	2	8
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
社員	医療法人社団相川会	水戸市千波町212		医療法人	社員	貸付	0	短期貸付金	485,000
社員	医療法人社団相川会	水戸市千波町212		医療法人	社員	貸付利息	4,850	その他医療外収益	4,850

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 中央群馬脳神経外科病院
理事長 中島 伸介 殿

私（注１）は、医療法人 中央群馬脳神経外科病院の令和７会計年度（令和７年３月１日から令和８年２月２８日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年４月２４日



（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。